令和８年（フ）第３２０号
千葉市若葉区貝塚町398番地９
破産者　佐藤　　淳
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３４９号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番13棟504号
破産者　小林　信宏
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６０３５号
東京都新宿区西新宿７丁目４番７号
破産者　株式会社白進
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９８号
埼玉県坂戸市芦山町４番地２プラザドゥエレガンス102号室
破産者　株式会社ルクス
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２５５号
埼玉県和光市白子三丁目１番23―505号サーパス和光
破産者　株式会社アルクレイン
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２１９５号
千葉県船橋市小室町901番地　Ｃ―14棟202号
破産者　門内　良彦
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２２１９号
千葉県市原市辰巳台東４丁目10番地　ビレッジハウス２―203
破産者　秋元　　孝
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３３６号
千葉県市原市桜台１丁目22番地３
破産者　野田　悠貴
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７号
千葉県八街市八街い171番地22
破産者　糸久　颯真
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第８５１４号
東京都練馬区富士見台４丁目10―８
破産者　佐藤　嘉男
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２１号
最後の住所　岐阜市安食928番地
破産者　亡玉井孝雄相続財産（開始決定時の表示　玉井　孝雄）
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第５００号
岐阜市入舟町三丁目20番ｅｃｈｏビル１階
破産者　有限会社ＧＥＴビジネス学習舘
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第３３３号
愛知県一宮市本町二丁目４番36号
破産者　合同会社ピック＆ロール
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第１４３号
三重県鈴鹿市寺家二丁目11番14号
破産者　澤村　共一
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５８７６号
大阪市生野区巽中１丁目25番12―305号
破産者　合同会社Ｌ．Ｃ．Ｌ貿易
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７７３号
神戸市東灘区向洋町中５―15ジ・アンタンテ816号
破産者　有限会社黄老
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１号
島根県浜田市真光町88番地１
破産者　株式会社オーブンハート
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

令和７年（フ）第５６０号
兵庫県尼崎市名神町三丁目９番24号古川ビル202
破産者　株式会社創伸館
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４１８号
宮崎市神宮一丁目９番地
破産者　株式会社ＡＲＣＨＩＴＥＣＴ３
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第７号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根４―12、開始決定時の住所岩手県釜石市箱崎町第４地割14番地
破産者　前川　雅央
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第９４５号
札幌市中央区南３条西８丁目２番地２　ノヴァ　クリスタル1003号
破産者　星野　正寛
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部